

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

静岡市長 難波 喬司

市町村名 (市町村コード)	静岡市 (221007)	
地域名 (地域内農業集落名)	庵原地区 草ヶ谷・尾羽・山切・庵原第1～3・原・伊佐布・吉原・杉山・広瀬・茂畑	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 2月28日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

庵原地区は清水区内において、農業が盛んに行われている地区の1つであり、地区内の認定農業者の平均年齢は62.1歳である。生産意欲の高い担い手が多い地区でもあるほか、基盤整備地を有効活用した柑橘生産が盛んに行われている。

その一方で、担い手の高齢化は庵原地区でも進んでおり、耕作されない農地が今後増えていくことが懸念されている。また、鳥獣被害も他の地区と同じように深刻であるため、その対策も必要となっている。

【地域の基礎データ】認定農業者:78名(個人76、法人2) 主な作物:柑橘、茶、花木、施設野菜 等

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内に複数存在する基盤整備地を中心に清水を代表する作物である柑橘の生産を軸に、古くから盛んに生産されている茶のほか、昨今、生産者が増えている密や榊などの花木の生産により将来を担う新たな担い手の育成を進めていく。このほか、基盤整備地以外でも平坦な農地については、収益性の高いイチゴの生産者も確保・育成していく。

なお、担い手の耕作地が分散している状況もあるため、それらの担い手がより耕作しやすい状況を整えるため、小規模の基盤整備事業の活用も視野に入れ、農地の集積や集約を推進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	810.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	810.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地(青地)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や新規就農者、中堅農業者(半農半X等)等の担い手を中心に農地の集積や集約を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、また、担い手の経営意向を考慮し、段階的な集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化や経営作物の転換に向けた基盤整備について、担い手のニーズの把握及び情報共有しながら実施に向け進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市やJAと連携し、地域内に限らず地域外からも多様な経営体を募集し、栽培技術の習得や農地のあっせん、相談から就農、定着までの切れ目のない支援体制の構築をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内での農作業の効率化を図り、遊休農地の発生を抑止するため、作業の分担や委託に向けた連携について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① イノシシやシカ、ハクビシン等の獣害を最小限に抑えるため、防護柵や電気柵の設置のほか、それら動物の捕獲ができる人材の確保・育成を進める。
- ⑤ 庵原地区では盛んに行われている柑橘の生産について、それを将来に継承していくための担い手の確保について、行政やJAと連携して進めていく。
- ⑦ 市街化区域と接する農地も数多く存在する。このような農地を効率的に活用しながら安定した収益を確保するため、施設野菜(イチゴ等)の生産を促進する取り組みの方向も検討する。
- ⑧ 柑橘生産においては貯蔵施設は必須である。地域の複数の農業者が共同で利活用できる施設の設置に向けた検討や調整も進めていく。

